

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 10 月 29 日

住友化学株式会社

株式交換に係る事前開示書面

2025年10月29日

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
住友化学株式会社
代表取締役 水戸 信彰

住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）は、2025年10月28日付で株式会社田中化学研究所（本店：福井県福井市白方町45字砂浜割5番10。以下「田中化学」といい、住友化学と田中化学を総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年1月30日を効力発生日として、住友化学を株式交換完全親会社とし、田中化学を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこととしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

- 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。
- 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。
- 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
- 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - 最終事業年度に係る計算書類等の内容
田中化学の最終事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。
 - 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

田中化学は、住友化学との間で、2025年10月28日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

② 自己株式の消却

田中化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する田中化学の取締役会の決議により、本株式交換により住友化学が田中化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する田中化学の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて田中化学が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

① 本株式交換契約の締結

住友化学は、田中化学との間で、2025年10月28日に、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約

(次頁以降に添付)

株式交換契約書

住友化学株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社田中化学研究所（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商 号：住友化学株式会社

住 所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商 号：株式会社田中化学研究所

住 所：福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に、以下の算式により算出される株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

株式交換比率=424円/甲の普通株式の平均価格

上記算式において「甲の普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所プライム市場における2026年1月13日（同日を含む。）から同年1月16日（同日を含む。）までの4取引日における各取引日（但し、取引が行われなかつた日を除く。）の甲の普通株式1株当たりの終値の単純平均値（但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。）とする。また、株式交換比率は、小数点以下第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、本株式交換比率と同数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令

の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月30日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、また、甲は、2026年1月16日以降、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為（効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得、並びに株式の分割及び併合を含むが、これらに限られない。）を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。

第8条 (乙の自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までの乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、

協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第 6 条第 1 項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき
- (3) 効力発生日の前日までに、本株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第 11 条（準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議して合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月28日

甲 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰 印

2025年10月28日

乙 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10
株式会社田中化学研究所
代表取締役社長 紺藤 哲志 印

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

住友化学は、本株式交換に係る会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関して、以下のとおり判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

住友化学は、本株式交換に際して、基準時における田中化学の株主（ただし、住友化学を除きます。）に対し、田中化学の普通株式（以下「田中化学株式」といいます。）に代わり、その有する田中化学株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数の住友化学の普通株式（以下「住友化学株式」といいます。）を割り当てます（以下、かかる方法で株式交換比率を算定する方式を「変動制株式交換比率方式」といいます。）。

株式交換比率=424円（※）／住友化学の普通株式の平均価格

※下記2.「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」に記載の手法により算定した、田中化学株式1株当たりの評価額

上記算式において「住友化学の普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における2026年1月13日（同日を含みます。）から同年1月16日（同日を含みます。）までの4取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかつた日を除きます。）の住友化学株式1株当たりの終値の単純平均値（ただし、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入します。）です。

(注1) 株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数点以下第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入いたします。

(注2) 株式交換により交付する住友化学株式の数等

住友化学は、基準時における田中化学の株主の皆様（ただし、以下の田中化学による自己株式の消却後の株主をいい、住友化学を除きます。）に対し、その保有する田中化学株式に代えて、その保有する田中化学株式の数の合計に上記株式交換比率を乗じて得た株数の住友化学株式を交付いたします。

本株式交換により住友化学が交付する株式は、全て住友化学が保有する自己株式（2025年6月30日現在20,519,186株）を用いる予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

なお、田中化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する田中化学の取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて田中化学が取得す

る自己株式を含みます。) の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、住友化学の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる田中化学の株主の皆様については、住友化学の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、住友化学株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び住友化学の定款の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを住友化学に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の住友化学株式の交付を受けることとなる田中化学の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する住友化学株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

住友化学及び田中化学は、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の田中化学株式1株当たりの価値の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定いたしました。住友化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定し、田中化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

住友化学と田中化学は、本株式交換の目的、株式交換比率の算定方式、株式交換比率等について、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、真摯に交渉・協議を行いました。

通常の株式交換では、公表時に株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしますが、本株式交換では、対価が上場株式である住友化学株式であり、市場株価が変動することから、効力発生日において田中化学の株主に対して割当交付される住友化学株式に係る価値（時価）は確定いたしません。一方、変動制株式交換比率方式を採用した場合は、株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたし

ませんが、公表時に田中化学株式の価値を確定し、田中化学株式1株につき対価として交付される住友化学株式の数を効力発生日直前の一定期間における住友化学株式の平均価格をもとに決定することになるため、効力発生日において田中化学の株主に対して割当交付される住友化学株式に係る価値（時価）は、予め本株式交換契約締結時に確定することが可能となります。

住友化学及び田中化学は、田中化学の株主の皆様に対し最大限配慮することが重要であるという認識の下、この特徴を検証した上で、田中化学の株主の皆様にとっての有益性を総合的に勘案し、いずれが最適な方式かを慎重に協議した結果、通常の株式交換であれば、田中化学の株主にとって、本株式交換により割当交付される住友化学株式の価格変動リスクを負担することとなるところ、変動制株式交換比率方式であれば、当該価格変動リスクを回避することができるメリットがあることを重視し、最終的に、変動制株式交換比率方式が最適な方式であると判断いたしました。

住友化学においては、下記4.「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、住友化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から2025年10月27日付で取得した田中化学の株式価値算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、住友化学が田中化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、住友化学が田中化学の株式価値を検討する際に前提とした田中化学の財務予測は、今後の田中化学における研究開発の進展や同社を取り巻く事業環境に関して、田中化学による一定の予測を前提としており、それらに関して不確実性が存在すること等を考慮しても、本株式交換の実行可能性や本株式交換を実施しなかった場合に生じうるリスクをも考え合わせれば、田中化学株式1株当たりの価値を424円とすることは妥当であり、住友化学の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、住友化学は田中化学株式1株当たりの価値を424円として本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、田中化学においては、下記4.「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、田中化学のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券から2025年10月27日付で取得した田中化学の株式価値算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、支配株主である住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2025年10月27日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容等を踏まえて、慎重に協議、検討をいたしました。その結果、田中化学株式1株当たりの価値を424円とすることは妥当であり、田中化学の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、田中化学は田中化学株式1株当たりの価値を424円として本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、田中化学は、2025年1月30日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び2025年3月17日付「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2025年3月期の通期業績予想の下方修正を行っておりますが、その後、2025年5月8日付「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」において2025年3月期通期決算の実績値を公表していることから、田中化学株式の市場株価は当該実績値を前提に形成されていると評価でき、既に実績値が公表済みの事業年度に対する過去の業績予想の下方修正は、田中化学株式1株当たりの価値の妥当

性に影響を及ぼさないと判断しております。

以上のとおり、住友化学及び田中化学は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率算定の基礎となる田中化学株式1株当たりの価値の算定結果を参考に、住友化学が田中化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、住友化学及び田中化学は、田中化学株式1株当たりの価値を424円とすることは妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、田中化学株式1株当たりの価値を424円として本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

また、対価として交付する住友化学の株式価値については、変動制株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生日直前の株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度上の事務対応期間を設ける必要がありますので、その直前の一定期間における各取引日の終値の単純平均値とすることが妥当と判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに両社との関係

住友化学の第三者算定機関である野村證券、田中化学の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券はいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、住友化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、田中化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

なお、本特別委員会は、2025年8月18日開催の第1回特別委員会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、田中化学の第三者算定機関として選任することを承認しております。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）と同一の親会社をもつ会社であり、三菱UFJ銀行は、田中化学に対して銀行取引の一環として融資取引を行っており、また、株主たる地位を有しておりますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第70条の4の適用法令に従い、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の社内における田中化学株式の株式価値の算定を実施する部署は、社内のその他の部署及び三菱UFJ銀行との間において、弊害防止措置として、住友化学及び田中化学に関する情報について

て厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の判断に影響を受けることなく、独立した立場で田中化学株式の株式価値の算定を行っているとのことです。

② 野村證券による算定

野村證券は、田中化学が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年10月27日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また田中化学の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による田中化学株式1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

1株当たりの株式価値の算定結果	
市場株価平均法	396円～424円
DCF法	327円～468円

野村證券は、田中化学の株式価値の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。田中化学の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。田中化学の財務予測その他将来に関する情報については、田中化学の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年10月27日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友化学の取締役会が田中化学の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした田中化学の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、増産に向けて新たな生産ラインの段階的な稼働開始が見込まれており、同時に減価償却費も増加するため、2026年3月期における営業利益は大幅な減少を見込んでおり、増産に伴う販売量の増加により、2029年3月期及び2030年3月期における営業利益は大幅な増加を見込んでおります。さらに、上記の理由による運転資本の増減及び生産能力増強のための設備投資額の変動に伴い、2026年3月期及び2028年3月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な減少を見込んでおり、2027年3月期、2029年3月期及び2030年3月期におけるフリー・キャッシュ・

フローは大幅な増加を見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

③ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、田中化学が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また田中化学の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用し田中化学株式の株式価値算定を行いました。

各評価方法による田中化学株式1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりです。

1株当たり株式価値の算定結果	
市場株価分析	396円～424円
DCF分析	254円～428円

市場株価分析では、2025年10月27日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所スタンダード市場における田中化学株式の基準日終値424円、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値396円、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値401円及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値410円を基に、田中化学株式の1株当たり株式価値の範囲を396円から424円までと算定しております。

DCF分析では、田中化学が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2026年3月期から2030年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、田中化学が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引くことによって、企業価値及び株式価値を分析し、田中化学株式1株当たりの株式価値の範囲を254円から428円までと算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、6.50%から7.00%を使用しており、継続価値の算定に当たってはマルチプル法を採用し、EBITDAマルチプルは業界各社の水準等を踏まえ5.5倍～8.0倍とし、継続価値を15,426百万円から22,437百万円と算定しております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。本事業計画には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、増産に向けて新たな生産ラインの段階的な稼働開始が見込まれており、同時に減価償却費も増加するため、2026年3月期における営業利益は大幅な減少を見込んでおり、増産に伴う販売量の増加により、2029年3月期及び2030年3月期における営業利益は大幅な増加を見込んでおります。さらに、上記の理由による運転資本の増減及び生産能力增强のための設備投資額の変動に伴い、2026年3月期及び2028年3月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な減少を見込んでおり、2027年3月期、2029年3月期及び2030

年3月期におけるフリー・キャッシュ・フローは大幅な増加を見込んでおります。

なお、当該財務予測における2026年3月期の売上高(35,597百万円)は、田中化学による本事業計画の策定に際して、足元の事業進捗状況を反映しているため、田中化学が2025年5月8日付で開示した「2025年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」における2026年3月期の業績予想(売上高46,000百万円)と異なりますが、詳細については田中化学が本日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本事業計画は、本株式交換の取引条件の妥当性を検討することを目的として、過去の業績や足元の収益状況、二次電池市場の動向等を踏まえて作成したものであり、田中化学における独立した社内検討体制のもとで策定されたものです。

本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	35,597	31,138	35,923	40,997	45,978
営業利益	△778	△838	△661	△143	360
E B I T D A	1,756	1,839	1,989	2,382	2,801
フリー・キャッシュ・フロー	△2,155	1,235	△576	△85	2,483

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる田中化学株式の株式価値の分析は、田中化学の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、田中化学又は住友化学の株主に対して、本株式交換への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式交換に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、田中化学株式の株式価値の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は田中化学若しくは住友化学によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、田中化学の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして田中化学の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、田中化学及び田中化学の法務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、田中化学、住友化学及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、基準日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。基準日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式価値算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式価値算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式価値算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、田中化学実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

3. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026年1月30日（予定））をもって、田中化学は住友化学の完全子会社となり、田中化学株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年1月28日で上場廃止（最終売買日は2026年1月27日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

田中化学株式が上場廃止となった後も、本株式交換により田中化学の株主の皆様に割り当てられる住友化学株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により住友化学株式の単元株式数である100株以上の住友化学株式の割当を受けた田中化学の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、住友化学株式の単元株式数である100株に満たない住友化学株式の割当を受けた田中化学の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことも可能です。詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当の内容」（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当の内容」（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、田中化学の株主の皆様は、最終売買日である2026年1月27日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する田中化学株式を従来通り取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利行使することができます。

4. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、住友化学が既に田中化学株式 16,407,200 株（2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (32,533,000 株) から田中化学の自己株式数 (1,253 株) を控除した株式数 (32,531,747 株) に占める割合にて 50.4%）を保有し、田中化学が住友化学の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

（1）両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率に関する意思決定に当たって公正性を期すため、住友化学は、両社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2025 年 10 月 27 日付で、田中化学の株式価値に関する算定書を取得し、また、田中化学は、両社から独立した第三者算定機関である三菱UFJ モルガン・スタンレー証券を選定し、2025 年 10 月 27 日付で、田中化学株式の株式価値に関する算定書を取得いたしました。

上記各算定書の概要は上記 2. 「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、田中化学株式 1 株当たりの価値が住友化学又は田中化学の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

（2）独立した法律事務所からの助言

住友化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、田中化学は、本株式交換の法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手續及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、シティユーワ法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、本特別委員会は、2025 年 8 月 18 日開催の第 1 回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、田中化学の法務アドバイザーとして選任することを承認しております。

（3）田中化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

① 設置等の経緯

田中化学は、2025 年 8 月 1 日、住友化学から本株式交換の提案（以下「本提案」といいます。）を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが田中化学の一般株主にとって公正なものであるといえるかどうかに

についての意見を取得することを目的として、2025年8月5日、久野和雄氏（田中化学社外取締役兼独立役員）、深堀敬子氏（田中化学社外取締役）、井上毅氏（田中化学社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び藤井宏澄氏（田中化学社外取締役（監査等委員）兼独立役員）の4名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として久野和雄氏が選定されました。もっとも、その後、深堀敬子氏については、本株式交換の当事会社である住友化学の役職員は兼務していないものの、2023年6月まで住友化学の子会社である広栄化学株式会社（以下「広栄化学」といいます。）の業務執行取締役に就任していた経歴を踏まえると、本特別委員会の委員として求められる独立性に一定の疑義が生じる可能性が判明したため、同氏は2025年10月17日付で本特別委員会の委員を辞任いたしました。そのため、同日以降、本特別委員会は、久野和雄氏（田中化学社外取締役兼独立役員）、井上毅氏（田中化学社外取締役（監査等委員）兼独立役員）及び藤井宏澄氏（田中化学社外取締役（監査等委員）兼独立役員）の3名により構成されています。この点、本特別委員会は、深堀敬子氏が委員を辞任した後の2025年10月21日に開催された第9回会合において、同氏が委員として関与していた第1回乃至第8回会合における本特別委員会の検討プロセスを改めて慎重に検証いたしましたが、本特別委員会における協議・検討の具体的な状況に照らし、本特別委員会の委員である3名は、田中化学の独立社外役員として、それぞれが独立した立場で検討を進めてきたものと考えており、当該3名の委員構成で個別の検討プロセスを改めて実施し直す必要までは認められないとの判断に至っております（詳細については、下記「②検討の経緯」をご参照ください。）。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、田中化学は、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換が田中化学の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(b) 本株式交換の取引条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の公正性、(c) 本株式交換に係る手続の公正性、(d) 上記(a)から(c)を踏まえ、本株式交換の実施を決定することが田中化学の一般株主にとって公正であるといえるか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、田中化学は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、取締役会は、本株式交換に関する意思決定を行うに際して、本答申書において示された本特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、取締役会は、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。

あわせて、田中化学は、本特別委員会に対して、(ア) 本特別委員会が自ら交渉を行うこともできるほか、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、(イ) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は田中化学が負担する。）、又は、田中化学が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事

後承認を含む。) し、本特別委員会として、田中化学が選任する外部アドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当該アドバイザー等を活用することができる権限、並びに(ウ)答申を行うに当たって必要となる一切の情報の収集を田中化学の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限を付与することを決議しております。

② 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月18日から2025年10月27日までに、合計11回にわたり開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、田中化学が選任した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、住友化学及び田中化学の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、田中化学からは、本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、田中化学の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、田中化学株式の株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、田中化学の法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本株式交換に係る田中化学の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております(以下総じて「本検討過程」といいます。)。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、住友化学から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、田中化学に意見する等して、住友化学との交渉過程に実質的に関与しております。

なお、上記「①設置等の経緯」に記載のとおり、深堀敬子氏については、本株式交換の当事会社である住友化学の役職員は兼務していないものの、2023年6月まで住友化学の子会社である広栄化学の業務執行取締役に就任していた経歴を踏まえると、本特別委員会の委員として求められる独立性に一定の疑義が生じる可能性が判明したため、同氏は2025年10月17日付で本特別委員会の委員を辞任しております(なお、同氏は、2023年6月から広栄化学の非常勤取締役に就任しておりますが、広栄化学の業務執行者には該当しないことから、現在の同氏の役職自体は独立性の観点から問題はないと考えております。)。同氏は、2025年10月17日までに開催された第1回乃至第8回会合において、本特別委員会の委員として、本検討過程に関与するとともに、住友化学からの本株式交換における株式交換比率の提案に関する回答方針の検討に一部参加するなど、本諮問事項の検討に一定期間関与しております。もっとも、深堀敬子氏の辞任後に開催された第9回会合において、深堀敬子氏を除く本特別委員会の委員3名(久野和雄氏(田中化学)

社外取締役兼独立役員)、井上毅氏(田中化学社外取締役(監査等委員)兼独立役員)及び藤井宏澄氏(田中化学社外取締役(監査等委員)兼独立役員))は、田中化学の独立社外役員として、それぞれが独立した立場で本諮問事項に関する検討を進めてきたこと、また、本特別委員会の会合において本特別委員会としての意見や方針等を決定する際には、全て委員の全員一致で決定しており、かつ、深堀敬子氏が本特別委員会としての意見を恣意的に誘導したなどの事情も認められず、深堀敬子氏の関与の有無によってこれまでの本特別委員会としての意見や方針等が覆るものではないことを踏まえると、当該3名の委員構成で個別の検討プロセスを改めて実施し直す必要までは認められないと判断しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが田中化学の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2025年10月27日付で、委員全員の一致で、田中化学の取締役会に対して提出しております。

(4) 田中化学における利害関係を有しない取締役全員の承認

田中化学は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した田中化学株式の株式価値に関する算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が住友化学との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の資料を踏まえ、住友化学による本株式交換が田中化学の企業価値の向上に資するか、株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2025年10月28日開催の田中化学の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の田中化学の取締役会においては、田中化学が住友化学の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存在する取引に該当することに鑑み、田中化学の取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、田中化学の取締役7名のうち、2025年3月まで住友化学に在籍していた紺藤哲志氏、現在住友化学の専務執行役員を兼務している山口登造氏、及び現在住友化学の子会社である広栄化学の非常勤取締役を兼任し、2023年6月までは同社の業務執行取締役に就任していた深堀敬子氏を除く4名の取締役により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、田中化学の取締役のうち、紺藤哲志氏、山口登造氏及び深堀敬子氏(ただし、深堀敬子氏については、本特別委員会の委員を辞任して以降)は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、田中化学の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

(5) 田中化学における独立した検討体制の構築

田中化学は、住友化学から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、田中化学は、2025年8月1日に、住友化学より本提案を受領した日以降、本株式交換に関する検討(田中化学株式の株式価値の算定の基

礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに住友化学との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025年8月18日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、田中化学の取締役のうち2025年3月まで住友化学に在籍していた紺藤哲志氏及び現在住友化学の専務執行役員を兼務している山口登造氏並びに住友化学から田中化学に出向している従業員については、本株式交換に関して利害関係を有すると考えられることから、本株式交換に関する検討、住友化学との協議及び交渉には一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、田中化学の検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

なお、上記「①設置等の経緯」に記載のとおり、深堀敬子氏については、本特別委員会の委員を辞任しておりますが、本特別委員会の委員の辞任後においては、本特別委員会には一切参加しておらず、住友化学との協議及び交渉には一切参加しておりません。

(6) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

住友化学及び田中化学は、田中化学が住友化学以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が田中化学との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための田中化学の臨時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約2ヶ月後である2025年12月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

5. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

本株式交換の対価として、住友化学株式が田中化学の少数株主の皆様に交付されることにより、田中化学の少数株主が住友化学株式を保有し、今後想定されるシナジーの創出による住友化学グループの事業発展や収益拡大、ひいては住友化学の株価上昇といったメリットを享受できる機会を提供でき、また、住友化学株式は流動性が高く、市場で取引することで隨時現金化することも可能であることから、本株式交換に係る対価として適切であると判断いたしております。

6. 住友化学の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して増加する住友化学の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って住友化学が別途定める金額とします。かかる扱いは、法令及び住友化学の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

以上

別紙3 田中化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以降に添付)

事 業 報 告

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、世界的に自動車のxEV化（HEV、PHEV、BEV、FCEV）が進行している中、各国における補助金縮小などの影響から特にBEVの需要拡大のスピードが急速、停滞局面となっております。一方で中国勢は低価格を武器に電池材料から自動車にかけて業界での存在感を一層高めており、世界各国の自動車をはじめとする関連メーカーは戦略の見直しを余儀なくされております。

このような市場環境の中、当社の足もとの業績をみると、主要顧客の増産時期の後ろ倒しや在庫調整の長期化などから当初想定していた販売量から大幅に減少したことに加え、各原材料資材、エネルギーはじめ物価高や労務費上昇などの影響から総じてコストが増加しております。また、取引先のNorthvoltがスウェーデン国で破産手続きを開始したことにより、販売予定であった棚卸資産の評価損失を約14億円計上したことでも大きく影響し、営業利益以降で損失計上と非常に厳しい業績となっております。

以上の結果、売上高36,497百万円（前事業年度比23.9%減）、営業損失338百万円（前事業年度は営業利益2,771百万円）、経常損失373百万円（前事業年度は経常利益2,782百万円）、当期純損失は257百万円（前事業年度は当期純利益2,555百万円）となりました。

主要な製品用途別の販売数量の概況は以下のとおりです。なお、当社は二次電池事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で22.3%の減少となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・車載用途（割合97%）は、顧客ごとの販売数量の増減の影響により、前事業年度比で19.6%の減少となりました。
- ・民生用途（割合3%）は、最終製品の需要減少により前事業年度比で61.3%の減少となりました。

「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度比で14.9%の増加となりました。用途別の増減は次のとおりです。

- ・車載用途（割合100%）は、主要顧客からの受注が順調に推移し、前事業年度比で14.9%の増加となりました。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円換算)

(単位：円／kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
2025年3月期	2,885	2,446	2,454	2,391
2024年3月期	3,095	2,961	2,563	2,486

(コバルト国際相場：円換算)

(単位：円／kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
2025年3月期	5,586	5,039	4,935	4,978
2024年3月期	4,966	5,717	5,603	5,466

※ニッケル LME（ロンドン金属取引所）月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB（ロンドン発行メタルブリテン誌）月次平均×TTS月次平均

(相場関連損益)

営業利益に含まれている、主原料の購入から製品の払出までの期間の主原料の相場変動等に由来する相場関連利益（損失は△）は、以下の通りです。

(単位：億円)

2024年3月期	2025年3月期
12	2

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は2,561百万円で、インフラ設備等を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

リチウムイオン電池向け製品生産設備	337百万円
インフラ設備	1,078百万円
研究開発設備	87百万円
LNG関連設備等	509百万円
その他	549百万円

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第66期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第67期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第68期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第69期(当期) (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売 上 高 (百万円)	40,531	57,672	47,987	36,497
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	731	1,290	2,555	△257
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	22円50銭	39円66銭	78円57銭	△7円93銭
総 資 産 (百万円)	39,018	40,087	38,134	33,042
純 資 産 (百万円)	13,360	14,657	17,234	16,841
1株当たり純資産額	410円68銭	450円57銭	529円77銭	517円70銭

注1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
住友化学株式会社	90,059百万円	50.4%	株式の被所有 出向者の受入

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

(5) 主要な事業所及び工場 (2025年3月31日現在)

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10
大阪支社 大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番8号
住化不動産道修町ビル1階

(6) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
361名 (63)	22名増	36.2歳	7.3年

注. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	額
(株) 三 菱 U F J 銀 行	2,992百万円
(株) 三 井 住 友 銀 行	2,550
(株) 福 井 銀 行	1,360
(株) 北 陸 銀 行	676
(株) 福 邦 銀 行	642
(株) 北 國 銀 行	300
(株) 滋 賀 銀 行	180

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	横川和史	
取締役	久野和雄	ニチエス㈱代表取締役社長
取締役	山口登造	住友化学㈱常務執行役員
取締役	深堀敬子	広栄化学㈱非常勤取締役
取締役 (常勤監査等委員)	山林稔治	
取締役 (監査等委員)	井上毅	井上法律事務所・民事調停委員・司法委員・福井県労働委員会会長
取締役 (監査等委員)	藤井宏澄	藤井宏澄公認会計士事務所・日本公認会計士協会北陸会副会長

注1. 取締役久野和雄氏、深堀敬子氏、監査等委員である取締役井上毅氏及び藤井宏澄氏は、社外取締役であります。

なお、当社は、取締役久野和雄氏、監査等委員である取締役井上毅氏及び藤井宏澄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 監査等委員である取締役井上毅氏は弁護士の資格を有しており、専門的な知識と豊富な経験を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役藤井宏澄氏は公認会計士の資格を有しており、企業の創業・開業の支援、経営計画の策定支援、資金繰り計画の支援を行う等、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、主要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集、内部監査部門との連携を図るべく、監査等委員である取締役山林稔治氏を任意で常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、下記の通り取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を決議しております。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。

ロ. 取締役の報酬水準、制度の決定

取締役の報酬水準や制度については、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」（代表取締役1名及び社外取締役2名で構成）の答申を受けて取締役会が決定いたします。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額、個人別の報酬等の決定

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額については、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることいたします。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役に一任いたします。代表取締役は指名報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等を決定いたします。

ニ. 監査等委員である取締役の報酬限度額、個人別の報酬等の決定

- ・監査等委員である取締役の報酬限度額については、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において決議されたとおり、年額50,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によることいたします。

- ・監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、監査等委員である取締役に支給すべき報酬総額の妥当性を取締役会から指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、監査等委員である取締役全員がその答申内容を踏まえて協議を行い、決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数(人)	報酬等の総額(百万円)
取締役 (監査等委員である取締役を除く) [うち社外取締役]	6 [2]	40 [7]
取締役 (監査等委員) [うち社外取締役]	5 [4]	24 [12]
合計 [うち社外取締役]	11 [6]	64 [20]

- イ. 上記には、2024年6月27日開催の第68期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名及び監査等委員である取締役2名を含んでおります。
- ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した月例の固定報酬制としております。
- ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条第1項に定める7名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、年額150,000千円以内（うち社外取締役分年額15,000千円以内）と決議されております。2024年6月27日開催の第68期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち社外取締役は2名）であります。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることいたしました。
- ニ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定にあたっては、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会にて当社の業績や職務執行状況等を協議した上で代表取締役社長執行役員横川和史氏に一任し、決定いたしました。委任した理由は、当社の全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の活動について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会では、指名報酬委員会において個人別報酬の内容は業界水準や当事業年度の業績等に照らして妥当であるとの答申を受けたことから、当事業年度に係る取締役の個人報酬等の内容が前項「(2)①役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」に沿うものであると確認しております。
- ホ. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第64期定時株主総会において、当社定款第20条第2項に定める4名以内の監査等委員である取締役を対象に、年額50,000千円以内と決議されております。2024年6月27日開催の第68期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等については、監査等委員である取締役全員の協議により決定いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

		兼職の状況	当社との関係
取締役	久野和雄	ニチエス㈱代表取締役社長	特別の利害関係はありません。
取締役	深堀敬子	広栄化学㈱非常勤取締役	特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員)	井上毅	井上法律事務所・民事調停委員・司法委員・福井県労働委員会会长	特別の利害関係はありません。
取締役 (監査等委員)	藤井宏澄	藤井宏澄公認会計士事務所・日本公認会計士協会北陸会副会長	特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査等委員会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	久野和雄	20回	95.2%	—
取締役	深堀敬子	18	100.0	—
取締役 (監査等委員)	井上毅	21	100.0	14回 100.0%
取締役 (監査等委員)	藤井宏澄	18	100.0	11 100.0

(注) 出席回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

ロ. 主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要

- ・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、企業経営者の見地から議案の審議等に関する協議を行っております。また、社外役員審議委員会の委員長として少数株主の保護の観点から必要な発言を行っております。
- ・取締役深堀敬子氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に就任後開催された取締役会18回全てに出席し、レスポンシブルケアや研究開発業務での幅広い見地から議案の審議等に関する協議を行っております。また、社外役員審議委員会の委員として少数株主保護の観点から必要な発言を行う任務を担っております。
- ・監査等委員である取締役井上毅氏は、当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。社外役員審議委員会の委員としても少数株主の保護の観点から必要な発言を行っております。
- ・監査等委員である取締役藤井宏澄氏は、監査等委員である取締役就任後開催された取締役会18回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から意見・アドバイスを行っております。また、監査等委員である取締役就任後開催された監査等委員会11回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項等に関する協議を行っております。社外役員審議委員会の委員としても少数株主保護の観点から必要な発言を行う任務を担っております。

(4) 責任限定契約の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。

また、当社は、当該定款に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(5) 役員等賠償責任保険契約制度の概要

当社は、当社取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、個人被保険者である取締役等が、その地位に基づいて行った行為（不作為行為含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。保険料に関しましては、全額当社が負担しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題とし、安定した配当を極力維持するとともに、業績に応じた増配等の株主優遇策を実施していくことを利益配分の基本方針としております。

当社は、剰余金の配当を年1回あるいは2回行うことを基本としており、当社定款にその決定機関を期末配当については株主総会、中間配当については取締役会とする旨を定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、当期純損失を計上することとなったため、無配といたしました。今後は、経営成績を勘案しながら早期復配を実現することを目指してまいります。

注. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、環境配慮や省エネを背景とした自動車のxEV化とともに市場が急拡大するとみられておりましたが、各国の補助金政策の縮小などの影響からとくにBEVの需要拡大のスピードが失速、停滞局面となっております。

リチウムイオン電池に関して、民生用途は従来の携帯機器、電動工具や定置型蓄電池に加え、データセンター用バックアップ電源、農業機械や建設機械向けなど用途が拡大してきております。車載用途は自動車のxEV化にともないHEV、PHEV、BEV向けに中長期的に需要拡大が見込まれております。また、これらに使用される正極材料は航続可能距離、安全性や低コストなど求められる目的に応じてNCM（ニッケル、コバルト、マンガン）といった三元系やLFPといった鉄系のものなど多様化しております。さらに当社の事業領域である三元系では材料に求められる顧客のニーズに変化があり、当社としても技術確立とともに段階的に製造対応を図っております。

ニッケル水素電池に関して、リチウムイオン電池に対して出力特性が高い、安全性に対する高い信頼性、市場での実績など特徴を生かし、引き続きHEV用途での使用が見込まれております。

このような市場環境の中、当社は中長期的な需要増に対応するため、数年かけてインフラを含めた設備増強投資と設備稼働に向けた組織人員体制の強化で、リチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に取り組んでおり、年間約5万トンの生産能力となっております。これらの生産能力を最大限に活用し、既存顧客への拡販及び新規顧客に対して供給体制の最適化を図り、設備の本格稼働へ向けて段階的に準備を行っております。また、生産性、品質安定性、設備負荷等を考慮した生産ラインの最適化を図ることでコスト競争力を高めた強靭な製造力の追求と使用原料の多角化を推進し、製品開発を含め顧客のニーズにそった適時的確な提案をしてまいります。

- ①顧客のニーズにそった適時的確な対応（技術及び製造対応での供給体制の確立）
- ②使用原料の多角化対応（リサイクル原料の活用と循環型社会への貢献）
- ③インフラ設備の経年更新・能力拡充へ向けての対応
- ④人的資本の拡充（優秀な人材の採用、人材の定着と省人化対策、人材開発、教育の充実化）
- ⑤上記課題対応のための資金確保

株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 47,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 32,533,000株
- (3) 株主数 14,087名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 化 学 株 式 会 社	16,407,200株	50.43%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	699,000	2.15
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	460,000	1.41
株 式 会 社 福 井 銀 行	330,000	1.01
田 中 保	324,200	1.00
田 中 浩	300,000	0.92
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	295,172	0.91
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	210,000	0.65
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	184,600	0.57
田 中 学	171,400	0.53

注. 持株比率は自己株式（1,253株）を控除して計算しております。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- 注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令、定款、社内規程及び社会倫理に適合すること（以下「コンプライアンス」という）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査等委員会、内部監査部門及びコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に發揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本としております。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、監査等委員である取締役を含め複数名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査等委員である取締役は、取締役会など主要な会議に出席し、各々の有する経験及び知見に基づき種々の意見や提言を適宜行うとともに、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部署の職務の遂行のコンプライアンスが確保されていることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する取締役及び使用人の行動規範として「コンプライアンスマニュアル」の整備、配布及び研修実施等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、取締役及び使用人がコンプライアンス違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しているうえ、通報者名の匿名性等が保障された社内外からの通報制度を設け、取締役及び使用人に対して制度利用の働きかけを強化しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかる情報、社長執行役員及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しており、リスク管理に関する規程等を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応及び再発防止策を講じる体制のもと取組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に執行役員、関連部長、常勤監査等委員である取締役及び取締役会に報告しております。

③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理部において包括的に状況を把握する体制のもと取組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にしております。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びＩＴの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進しております。

② 取締役会は、中期経営基本方針及び中期事業計画を決定し、毎事業年度において中期経営基本方針及び中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画を決定のうえ、その執行を監督いたします。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という）として適切な人材を配置いたします。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、監査等委員会スタッフは取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内外からの通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

なお、執行役員（社長執行役員を含む）に関する内部通報があった場合には、コンプライアンス委員会及びその調査の独立性を確保するため、まず常勤監査等委員に相談し、指示を受けつつ、調査を進めることとしております。

(8) 内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社はコンプライアンス管理規程の下に内部通報細則を定め、内部通報制度に基づく通報をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めております。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該取締役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役の職務の遂行にあたり、監査等委員である取締役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとしております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集及び共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要

- ① 取締役会を21回開催し、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。
- ② 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。
- ③ 法令等の遵守を徹底するため、取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

(13) 監査等委員会の監査の状況

監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）で組織する監査等委員会は、当事業年度において14回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については、「2. 会社役員の状況 (3)②イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況」に記載の通りです。

監査等委員会では、監査報告書の作成のほか、会計監査人の報酬について同意や再任についての決議等、法定事項等についての審議と決議を行っております。また、業務監査として内部統制システムの整備運用状況、不正行為や法令・定款違反の状況、経営計画の取組状況等についての調査、確認を実施しております。

また、監査等委員の活動として、毎月定例的に監査等委員会を開催し、主要な社内会議への出席、稟議決裁書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保することなどにより、経営に対する監督、牽制機能の強化を図っております。

コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーの利益に適うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、「意思決定の迅速化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティの充実」に取り組んでおります。

- (1) 当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムの整備・強化に取り組んでおります。
- (3) 当社は2名の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を選任しており、また、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役であることから、独立性の高い社外取締役による会社経営の監視が可能な体制となっております。
- (4) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、機関設計として監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
- (5) 取締役候補者の指名・報酬等に関し社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、取締役会の諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図っております。
- (6) 当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外取締役全員で構成する社外役員審議委員会を設置しております。

注. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	15,833	流动負債	9,244
現金及び預金	1,594	電子記録債務	1,247
電子記録債権	228	買掛金	3,663
売掛金	4,655	短期借入金	900
製品	1,152	1年内返済予定の長期借入金	1,500
仕掛品	1,491	未払金	431
原材料及び貯蔵品	2,698	未払費用	27
前払費用	46	未払法人税等	51
グループ預け金	3,300	預り金	27
その他の	666	リース債務	38
固定資産	17,209	賞与引当金	175
有形固定資産	16,806	設備関係電子記録債務	1,179
建物	4,127	その他の	1
構築物	119	固定負債	6,956
機械装置	8,504	長期借入金	6,300
車両運搬具	29	リース債務	489
工具器具備品	75	資産除去債務	32
リース資産	482	繰延税金負債	135
土地	1,433	負債合計	16,201
建設仮勘定	2,032	純資産の部	
無形固定資産	10	株主資本	16,793
電話加入権	1	資本剰余金	9,155
ソフトウエア	8	資本準備金	6,662
その他の	0	利益剰余金	6,662
投資その他の資産	392	その他利益剰余金	978
投資有価証券	94	特別償却準備金	978
従業員に対する長期貸付金	1	繰越利益剰余金	76
長期前払費用	6	自己株式	901
前払年金費用	251	評価・換算差額等	△2
その他の	39	その他有価証券評価差額金	47
資産合計	33,042	純資産合計	16,841
		負債純資産合計	33,042

損益計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			36,497
売上原価			34,604
売上総利益			1,892
販売費及び一般管理費			2,230
営業損失			338
営業外収益			
受取利息及び配当金		5	
為替差		49	
その他		10	65
営業外費用			
支払利息		91	
支払手数料		8	
その他		1	100
経常損失			373
特別利益			
補助金収入		1,281	
受取補償金		303	
固定資産売却益		2	1,587
特別損失			
固定資産除却損		3	
固定資産圧縮損		1,095	
固定資産売却損		1	
投資有価証券評価損		21	1,121
税引前当期純利益			92
法人税、住民税及び事業税		144	
法人税等調整額		205	350
当期純損失			257

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	9,155	6,662	6,662	102	1,263	1,366
当期変動額						
特別償却準備金の取崩				△26	26	—
剰余金の配当					△130	△130
当期純損失					△257	△257
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△26	△361	△387
当期末残高	9,155	6,662	6,662	76	901	978

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△2	17,181	52	52	17,234
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		—			—
剰余金の配当		△130			△130
当期純損失		△257			△257
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4	△4	△4
当期変動額合計	—	△387	△4	△4	△392
当期末残高	△2	16,793	47	47	16,841

<個別注記表>

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 備卸資産

・製品・仕掛品・原材料 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	7年～50年
機械装置	2年～12年

② 無形固定資産（ソフトウェア）（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による国内及び海外への販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該国内への販売における履行義務は、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については出荷時点で収益を認識しております。また海外への販売における履行義務は、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

二次電池事業に関する固定資産の減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、主要顧客の増産時期の後ろ倒しや、一部顧客の破産手続開始により、当初想定していた販売量から大幅に減少したことにより、関連する棚卸資産の評価損失を計上したことにより、営業損失を計上しております。さらに、製品に求められる顧客のニーズに変化があり、技術確立及び段階的な製造対応が必要となっております。これらの状況より、当事業年度において、経営環境の著しい悪化が認められたことから、減損の兆候があると判断し、減損損失の要否について検討を行いました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額16,806百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の有形固定資産は、福井事業所の二次電池事業（単一セグメント）に関するものであり資産グループも单一グループとして認識しております。

減損の兆候があると認められ、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、当事業年度の将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された中期事業計画を基礎としており、既存顧客への拡販や、新規顧客の獲得による販売数量の増加を見込んでおります。

こうした予測は事業環境の変化により影響を受ける可能性があることから不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	514百万円
土地	1,125
投資有価証券	70
計	1,710百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	300百万円
長期借入金	300
計	600百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

23,568百万円

(3) 当事業年度において国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行った額

建物	163百万円
機械装置	931
計	1,095百万円
固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額	
建物	719百万円
構築物	12
機械装置	3,660
車両運搬具	2
工具器具備品	53
ソフトウエア	0
計	4,449百万円

(4) 電子記録債権譲渡高

152百万円

(5) 財務制限条項

(2017年3月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高600百万円）及びコミットメントライン契約（借入残高一千万円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されること。

(2020年1月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,200百万円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2020年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されること。

(2021年6月30日契約)

株式会社三井住友銀行を幹事とする当座借越契約（借入残高900百万円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2021年6月以降に終了する決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上を維持すること。

本契約締結日以降、貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されること。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	一百万円
短期金銭債務	0

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収入	一百万円
営業費用	156

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	32,533,000	—	—	32,533,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,253	—	—	1,253

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

2024年6月27日開催の第68期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	130百万円
・1株当たり配当額	4円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び住友化学グループのグループファイナンス等に限定し、また、資金調達については増資、銀行借入及び住友化学グループのファイナンスによる方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、買掛金並びに未払金、設備関係電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係電子記録債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額1百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、グループ預け金、電子記録債務、買掛金、未払金、設備関係電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、リース債務は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円) (* 1)	時価 (百万円) (* 1)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	92	92	—
(2) 長期借入金(*2)	(7,800)	(7,800)	—

(* 1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(* 2)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	92	—	—	92

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	7,800	—	7,800

注. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
売掛金	627百万円
棚卸資産	424
賞与引当金	53
未払法定福利費	8
未払事業税	13
ゴルフ会員権評価損	9
減価償却超過額	276
減損損失	77
資産除去債務	10
税務上の繰越欠損金	602
その他	9
	2,112百万円
繰延税金資産小計	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△602
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,510
評価性引当額小計	△2,112百万円
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△78百万円
その他有価証券評価差額金	△21
特別償却準備金	△34
その他	△0
	△135百万円
繰延税金負債合計	
繰延税金負債の純額	△135百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したこと

に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更による計算書類への影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	住化ファイナンス㈱	-	資金の預入	資金の預入	3,300	グループ預け金	3,300
				資金の払戻	6,000		

注. グループ預け金の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主たる地域市場

日本	29,414
アジア	6,082
欧州	1,000
外部顧客への売上高	36,497

主要な用途

リチウムイオン電池	27,563
車載用途	
民生用途	1,007
ニッケル水素電池	
車載用途	5,151
その他	2,774
外部顧客への売上高	36,497

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 517円70銭
 (2) 1株当たり当期純損失 △7円93銭

11. その他の注記

(退職給付会計)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	777百万円
勤務費用	83
利息費用	12
数理計算上の差異の発生額	△71
退職給付の支払額	△36
退職給付債務の期末残高	764百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,015百万円
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	84
退職給付の支払額	△36
年金資産の期末残高	1,050百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764百万円
年金資産	△1,050
	△286
未認識数理計算上の差異	34
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△251百万円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△251百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△251百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	83百万円
利息費用	12
期待運用収益	△23
数理計算上の差異の費用処理額	—
確定給付制度に係る退職給付費用	71百万円

⑤ 年金資産に関する事項

(a) 年金資産の主な内訳

債券	32%
株式	35
一般勘定	24
その他	9
<hr/> 合計	<hr/> 100

(b) 長期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率2.33%

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社田中化学研究所

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人 北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡辺直人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 牧野敏幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部その他内部統制所管部署と連携のうえ、取締役会、執行役員会議、部長会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 財務報告に係る内部統制について、取締役及び内部監査部並びに会計監査人である有限責任あづさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社 田中化学研究所 監査等委員会

取締役監査等委員（常勤） 山林 稔治 印

独立社外取締役監査等委員 井上 肇 印

独立社外取締役監査等委員 藤井 宏澄 印

以上